

議案第 2 2 号

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置
条例の制定について

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例

(設置)

第1条 町が発注する高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務（以下「業務」という。）の契約に当たり企画又は技術に関する提案を公募により求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、三宅町公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長、教育委員会、又は水道事業管理者（以下「町長等」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) プロポーザル実施要領に関すること。
- (2) 最優秀提案者を決定するための審査基準に関すること。
- (3) 企画又は技術に関する提案書等の審査及び評価に関すること。
- (4) 最優秀提案者の決定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 外部委員として、学識経験を有する者もしくはその他の高度な技術又は専門的な知識を有する者
- (2) 町職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から公募型プロポーザル方式による業務に係る審査が終了するまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初に行う会議は、町長等が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、公募型プロポーザル方式による業務の発注を行う課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。